



長野県報

12月25日(木)
平成15年
(2003年)
第1520号

目次

条例

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（行政システム改革チーム）…………… 3

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（人事活性化チーム）…………… 3

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事活性化チーム）…………… 3

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）…………… 4

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（産業振興課）…………… 4

北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（畜産課）…………… 5

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）…………… 5

規則

長野県組織規則等の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）…………… 6

長野県希少野生動植物保護条例施行規則（環境自然保護課）…………… 6

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境自然保護課）……………31

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）……………31

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程（水道課）……………32

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）…………… 32

告示

平成15年10月14日専決処分した平成15年度補正予算の要領（財政改革チーム）……………33

平成15年12月19日成立した平成15年度補正予算の要領（財政改革チーム）…………… 33

都市計画事業の認可（都市計画課）……………34

道路の区域変更（道路維持課）……………34

道路の供用開始（道路維持課）……………35

長野県木材業者及び製材業者登録条例に基づく木材業者及び製材業者の登録（10件）（林業振興課）…………… 35

長野県木材業者及び製材業者登録条例に基づく木材業者及び製材業者の登録事項の変更（4件）（林業振興課）……………53

長野県木材業者及び製材業者登録条例に基づく木材業者及び製材業者の登録の抹消（7件）（林業振興課）…………… 54

公告

知事表彰（情報政策課）……………57

一般競争入札（管財課）……………57

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）……………57

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）……………58

一般競争入札（医務課県立病院室）……………58

漁業権の免許（園芸特産課）……………59

遊漁規則の認可（園芸特産課）……………60

家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告（畜産課）……………85

本号で公布された条例のあらまし

◇知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 経営戦略局を条例上の組織として位置付けました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 国家公務員退職手当法の一部改正に合わせ、長期勤続者に対する退職手当について、長野県職員退職手当条例本則の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の104（現行100分の110）に引き下げるほか、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、平成16年1月1日から施行します。
-

◇職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 県発注事業に関する公正取引委員会の調査で発注者側の関与を疑われかねない状況が指摘されるなど、入札制度への県民の信頼を大きく裏切ることとなったことを深く受け止め、知事の給料月額を3か月間、10%減額することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、引用している規定の整備を行いました。
 - 2 地方公務員災害補償法の一部改正に合わせ、補償の実施又は審査に必要な報告、医師の診断等を拒んだ者に対する罰金の上限額を20万円（現行10万円）に引き上げました。
 - 3 この条例は、公布の日（2については平成16年1月1日）から施行します。
-

◇長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第63号）

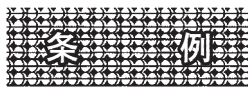
- 1 貸金業の規制等に関する法律及び建設業法の一部改正に伴い、これらの法律に基づく事務に係る手数料の額を改定するほか、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、平成16年1月1日（建設業法に基づく事務に係る部分については平成16年3月1日）から施行します。
-

◇北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 緑資源公団が独立行政法人緑資源機構に移行することに伴い、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-



知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第59号

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する
条例

知事の事務部局の組織に関する条例(昭和27年長野県条例第104号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項及び第5項」を削り、「基き」を「より」に改める。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 知事の事務部局に、次の部局を置く。

- (1) 経営戦略局
- (2) 総務部
- (3) 社会部
- (4) 衛生部
- (5) 生活環境部
- (6) 商工部
- (7) 農政部
- (8) 林務部
- (9) 土木部
- (10) 住宅部

第11条を第12条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第3条中「事務」を「事務(経営戦略局の主管に属する事務を除く。)」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(経営戦略局の事務)

第3条 経営戦略局においては、次条各号に掲げる事務のうち、直面する重要な政策課題への戦略的対応に関する事務をつかさどる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第60号

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
(長野県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「同法第15条に規定する」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条第1項の規定による解散前の」に改め、附則第23項中「

第6条の規定にかかわらず」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改め、附則第24項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改め、附則第27項中「(平成10年法律第136号)」を削り、「引続きいて日本鉄道建設公団」を「引続きいて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この項において「旧日本鉄道建設公団」という。))」に、「日本鉄道建設公団の職員として」を「旧日本鉄道建設公団の職員として」に、「日本鉄道建設公団を」を「旧日本鉄道建設公団を」に改める。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第6条並びに」を削り、「100分の110」を「100分の104」に改め、附則第6項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改め、附則第7項中「こえる」を「超える」に改め、「第6条並びに」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間における第1条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例附則第23項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。

3 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第5項(同条例附則第6項又は第7項において例による場合を含む。)及び同条例附則第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「第5条まで及び」とあるのは「第5条まで及び第6条並びに」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第6項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第7項中「第5条及び」とあるのは「第5条及び第6条並びに」とする。

4 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で長野県職員退職手当条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第23項の規定の例により計算して得られる額とする。

人事活性化チーム

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第61号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例(平成13年長野県条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(知事の給料月額の特例)

2 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成15年長野県条例第61号)の施行の日から同日以後3月を経過する日までの間における知事の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる知事の給料月額から特別職の職員等の給与に関する条例別表第1に掲げる知事の給料月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第4条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額及び長野県職員退職手当条例第5条の2に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事活性化チーム

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第62号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年長野県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第22条中「10万円」を「20万円」に改める。

別表第1の備考中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、平成16年1月1日から施行する。

職 員 課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第63号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の37の項を次のように改める。

37 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に関する事務

区 分	単 位	金 額
貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定による貸金業者の登録又は同条第2項の規定による貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	1 件	150,000円

別表第1の62の項中

(5) 法第25条第2項の規定による仲裁	〃	エ 仲裁を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに20円	を	
(6) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査	ア 法第27条の24第1項の規定により指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせる場合	〃		8,500円と2,500円に審査に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
	イ ア以外の場合	〃		2万4,400円と2,500円に審査に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(5) 法第25条第2項の規定による仲裁	〃	エ 仲裁を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに20円	に改める。
(6) 法第27条の26第1項の規定による経営規模等評価	〃	8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額	
(7) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知	〃	400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額	

(8) 法第27条の35第1項の規定による経営状況分析	〃	15,900円
-----------------------------	---	---------

別表第2中

建設業法第27条の23第2項の規定による経営状況の分析の実施	建設業法第27条の24第1項の規定により国土交通大臣が指定する者	1件につき1万5,900円
建築士法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(2)に掲げる額

を

建築士法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(2)に掲げる額
-----------------------------------	------------------------------	------------------

に改める。

附則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、別表第1の62の項及び別表第2の改正規定は、平成16年3月1日から施行する。

産業振興課

北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第64号

北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例（昭和61年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「緑資源公団法（昭和31年法律第85号）附則第13条第2項」を「独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第2項」に改める。

第3条第2号中「緑資源公団法施行令（昭和31年政令第218号）附則第12項」を「独立行政法人緑資源機構法施行令（平成15年政令第438号）附則第8条」に改める。

第5条中「緑資源公団法施行規則（昭和31年農林省令第35号）附則第3項」を「独立行政法人緑資源機構法施行規則（平成15年農林水産省令第101号）附則第2条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

畜産課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第65号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号のケを同号のコとし、同号のクを同号のケとし、同号のキを同号のクとし、同号のカを同号のキとし、同号のオを同号のカとし、同号のエを同号のオとし、同号のウを同号のエとし、同号のイを同号のウとし、同号のアを同号のイとし、同イの前に次のように加える。

ア 経営戦略局に関する事項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議事課